

議会運営委員会記録

1 日 時 令和6年8月2日（金曜日）
開 会 午前 9時58分
閉 会 午前10時34分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 9人
委員 長 高 田 真 里
副委員長 久 保 大 憲
委 員 柏 佳 枝
// 澤 田 和 秀
// 松 井 邦 人
// 泉 英 之
// 舍 川 智 也
// 高 道 秋 彦
// 東 篤

4 欠席委員 1人
委 員 高 原 讓

5 委員外議員として出席した者
議 員 大 島 満
// 尾 上 一 彦
// 赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中 村 敏 之
参事（庶務課長）	澤 野 重 雄
議事調査課長	鳥 取 則 子
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主査	竹之内 慧

7 会議の概要

委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
本日は、高原委員から欠席するとの連絡がありましたので、御報告いたします。
また、泉委員から都合により遅れるとの連絡がありましたので、御報告いたします。
まず、委員会記録の署名委員に高道委員、東委員を指名いたします。
本日の協議事項はお手元に配付のとおりであります。
初めに、大きな協議事項の1番目、9月定例会の運営についてであります。
お手元に配付の資料1を御覧ください。
まず、市長から9月4日（水曜日）に9月定例会を招集いたしたいとの申出がありましたので、御承知おき願います。
次に、議案説明会については8月28日（水曜日）に開催となりますので、御承知おき願います。
また、議案書は、8月30日（金曜日）に当局より配付されます。
それでは、具体的な協議に入ります。
まず、1つ目の会期及び審議日程についてであります。
まず、審議日程についてありますが、お手元の資料1に記載しました日程（案）としてはどうかと考えており、招集日以降の日程について読み上げたいと思います。それでは、申し上げます。
9月4日（水曜日）本会議（提案理由説明ほか）、
9月5日（木曜日）、9月6日（金曜日）議案調査日、
9月7日（土曜日）、9月8日（日曜日）休会、
9月9日（月曜日）、9月10日（火曜日）本会議（一般質問）、
9月11日（水曜日）議案調査日、
9月12日（木曜日）本会議（一般質問）、
9月13日（金曜日）本会議（一般質問）と予算決算委員会（前期全体会）、
9月14日（土曜日）から9月16日（月曜日）まで休会、
9月17日（火曜日）経済環境分科会及び経済環境委員会、
9月18日（水曜日）厚生分科会及び厚生委員会、
9月19日（

木曜日）建設分科会及び建設委員会、９月２０日（金曜日）総務文教分科会及び総務文教委員会、９月２１日（土曜日）から９月２３日（月曜日）まで休会、９月２４日（火曜日）予算決算委員会（後期全体会）、９月２５日（水曜日）議案調査日、９月２６日（木曜日）本会議（委員長報告・質疑・討論・採決ほか）となります。

日程については、以上のとおりであります。

したがって、会期は９月４日から９月２６日まで、２３日間となりますが、会期及び審議日程については、以上のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

澤田委員 ９月２４日の討論の通告期限（第一期限）についてですが、期限を午後５時までから午後３時までに変更してはどうでしょうか。

それと、９月１２日の議員提出の意見書（案）・決議（案）の提出期限についても、事務局での作業時間がかかるということですので、期限を午後５時までから午後１時までに変更してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 ただいま澤田委員より、９月１２日の議員提出の意見書（案）・決議（案）の提出期限が午後５時までとなっているところを午後１時までに、９月２４日の討論の通告期限（第一期限）が午後５時までとなっているところを午後３時までに変更してはどうかという御意見がありました。皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

まず、現在の取扱いについて事務局に確認したいと思います。

議事調査課長 それでは、討論の通告期限（第一期限）及び議員提出の意見書（案）・決議（案）の提出期限の見直しについて、現行の申合せ事項を説明いたします。

まず、討論の通告期限（第一期限）につきましては、討論をしようとする者は、原則、討論が行われる日の前々日の午後５時までに、発言通告書（討論）を提出するものとする、となっております。

次に、議員（会派）提出の決議（案）、意見書（案）の提出期限につきましては、一般質問最終日の前日の午後５時までに提出する、となっております。説明は以上でございます。

委員長 それでは、このことについて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

舎川委員 前回是一般質問予定者及び質問順番の報告期限について、会派から早めに報告することが可能か確認したところ、期限がそこまで遅くなくても大丈夫だということで、午後５時までから正午までに変更しました。

働き方という大きなキーワードがある中で、議会事務局は、私たち議員が主体となる議会の仕事をフォローする立場にあると思います。

討論の通告や意見書（案）等の提出については定例会中のものであって、私たち議員が許された時間内で最大限議論し、会派内でコンセンサスを取っていくことが非常に重要だと思います。また、討論については会派の中でのコンセンサスやいろいろな議論もあるでしょうから、簡単に時間短縮しましょう、議会事務局に配慮しましょう、ということではないと私は思います。

働き方改革について以前からおっしゃっていますが、働き方をこの点のみから見るのではなくて、議会事務局の全体的なマネジメントが大きな問題なのではないかと思います。

事務局にお聞きしたいのですが、期限が早まることで働き方などに大きな違いが出てくるのでしょうか。

議事調査課長 例えば、今回提案のありました議員提出の意見書（案）・決議（案）の提出期限については、一般質問最終日の前日となっております、通常はその日も

一般質問の日であることから、議会事務局職員も終日議場に詰めている状況であります。その中で、議員提出の意見書（案）・決議（案）の担当者はその間は議場に入らず、事務を行っているところではありませんけれども、それを確認いたします議事調査課長や課長代理をはじめとする管理職は議場に詰めていることから、その日の本会議が終わってからでないと最終の確認ができない状況です。

事務局といたしましては、期限が午後５時までから午後１時までに早まれば、最終確認が終わる時間も早まると思いますけれども、１年間に定例会を４回開催しておりますが、１年間を通して残業時間が特段多いということはありません。また、通常はもとより定例会中も含めまして、議員の皆様をサポートすることが議会事務局の職務だと思っております。議員の皆様から我々の働き方についてお心遣いいただいているということには大変感謝申し上げますけれども、期限が早まった場合であっても働き方改革がものすごく進むのかと言われれば、それはあまり影響がないのではないかと思います。

舎川委員

澤田委員からのお気持ちについては感謝するということですが、全体を見て残業が増えてきたり負担が重くなったりすることがあれば、事務局側から提案してもらいたいと思います。当然、議員の皆さんも体や時間のことで働き方が厳しいということになれば、もう少しいろいろと考えていかなければならないと思います。今のところは澤田委員の御配慮されるお気持ちも十分分かりますが、私たちとすれば議会を主体に考えさせていただきたいと思いますので、期限の変更はしないという考えです。

委員長

東委員と柏委員に、会派としての意見をお聞きしたいと思います。

東委員

立憲民主党会派としては、澤田委員からの提案はもっともだと考えております。議員提出の意見書（案）・決議（案）の提出期限を午後５時までから午後

1 時までに変えたときに事務局の皆さんの業務が軽減されるということであれば、そうすべきだと思います。ただ、私たちは提出期限当日の午後も本会議で議場にいななければならないため、午後5時までと言ってもお昼までには対応しているのではないかと思います。期限を変えることによって事務局の負担が軽減されるのであれば変えればよいと思いますし、議員側からしますと午後5時まででも午後1時まででもあまり変わりはないのではないかと思います。

柏委員 公明党会派としては、澤田委員がおっしゃったように事務局に配慮することはとても大事なことだと思いますが、意見書（案）・決議（案）、討論について会派でしっかりと話し合って検討する時間もとても大事かと思うので、期限の変更はしなくてもよいと考えております。

久保委員 事前にお話を聞いていた中で、私たちもただ単に配慮という言葉を使っているのではなくて、実際に提出期限が午後5時までとなれば、どうしても午後5時までは作業を待たなければならない状況であると。意見書（案）等の提出期限が午後5時までという中で、ここ最近は実際にかなり遅くまで残業していると聞いていますが、実際にどれぐらいまでかかっているのでしょうか。

議事調査課長 意見書（案）等の提出期限の日につきましては、大体午後8時から午後9時ぐらいまでかかっておりました。

久保委員 午後8時、午後9時くらいまでなら残業してもいいのではないかという考え方がある一方で、残業代はどこから捻出されるのかというと、市民の税金であります。事務局の負担だけではなくて、議会が率先して残業時間や支出を効率的に減らすということを行ってもいいのではないかという、私たちの会派の中での考えであります。
先ほど、議事調査課長は時間の短縮にはあまり影響

しないかのような表現をされましたけれども、期限を午後１時までにする事で、一般質問が終わった後に既に書類が整っていれば、管理職の確認もスムーズに進んで残業時間の短縮につながると思います。が、そうではないという見解でよろしいですか。

議事調査課長 そのような意味でお答えしたのではなくて、午後５時まで提出されても正午に提出されても、本会議が終了してから開始する確認時間はあまり変わらないということです。

久保委員 作業する職員の着手が遅れるということも当然あり得ると思うのですが、書類が整えば課長が決裁されるのだと思うのですけれども、かかる時間は変わらないということでしょうか。私は変わるのではないかと思います。

先ほど、受付を担当する職員は議場に入らないと言っておられたので、午後１時に提出されれば、そこから資料の取りまとめや表の作成に着手して、一般質問が終わる頃には決裁する書類が課長の手元に回ってくるのではないかなと思うのですが、そうではないということでしょうか。変わらないと言われるのであれば私たちも提出期限を変える必要はないと思いますが、それによって時間が短縮されるということであれば、コストに関する提案ですのではっきりと答えてほしいです。

議事調査課長 早く提出していただければ、早く終了すると思います。

久保委員 あとは各会派の意見だと思うのですが、東委員が言われたように、午後５時までの提出期限であれば、会派としては概ねその前日までには合意形成を図っていると思います。もしくは私どもは当日の朝に会派総会を行っておりますから、その時点で会派の合意形成を図っているものだと思っています。各会派がどのようにされているのかは分かりませんが、提出期限を午後１時までに変えたところで議会運営や

会派運営に多大な影響を及ぼすとは思っておりませんし、ここで結論を出さなくてもよろしいので、このような視点も少し踏まえて改めて会派内で議論していただき、また意見をいただければいいのではないかと思います。

ここで期限を変更しないことを決めるのはちょっと拙速ではないかと思いますので、委員長にお預けしたいと思います。

舎川委員

私たちは委員長と副委員長に任せているのです。任せていると言いますか、意見は言いますが、当然、委員長と副委員長である程度リードを取っていただけたらいいのです。この件については、今日決めないなら決めないでそれでいいのですが、この1日のことだけを見るのではなくて、議会事務局全体のマネジメントの中で対応していくべきものだと思います。この意見書（案）だけでかなりの業務量を占めているということでは決してないと思いますので、全体のバランスを見ながら、これから時間を減らすことができるところがたくさんあるかもしれませんし、全体の労働時間の短縮という、議会事務局の仕事のやり方、在り方を見直す時期に来ているということもあるのかもしれません。

大変遅くまで仕事をしているということですが、ほかのところでもう少し短縮することも重要だと思います。久保委員が今決めなくてもいいとおっしゃるのであれば、その辺も踏まえましてもう少し考えてもいいとは思いますが、今のところこのままでいいのではないかと思います。

澤田委員

今、舎川委員がおっしゃったことももっともだと思いますが、まず何かに手をつけないと何も始まらないので、そのように言われるのであれば、具体的にどのようなところを短縮するのかなどを考えておかれたらいいのではないのでしょうか。私たちからすると、これが一番手をつけやすいところではないかと思いますが、議員自身は定時に帰って事務局は残業してくださいという姿勢もおかしいのではないかと

思います。私たちは私たちが過労にならないようにしないといけませんし、事務局は事務局でほかにもいろいろな作業がある中で、短縮できるものは短縮するよう、お互いに努力すべきだと思いますので、しっかりと議論したほうがいいと思います。

舎川委員 局長はどのようにお考えでしょうか。

議会事務局長 この場で事務局の働き方改革について議論していただき、ありがたいと思っております。
先ほど課長も言いましたように、議会事務局とは議員をフォローする部署ですが、今議論になっている意見書（案）・決議（案）は議員の皆さんが議会に提出する大事なものですから、その提出期限を短くすることは、私としては議員の皆さんに申し訳ないと思います。と言いながらも、議員の皆さんに努力していただいて期限を早くすることで、事務局の負担を減らしていただくこともありがたいと思っております。
その辺は私たち事務局で決めることではありませんし、各会派の意見もございますので、この場で決めるのではなくて、久保委員も言われたとおり、一度会派に持ち帰っていただき、検討していただければと思います。
その中で、事務局としてもいろいろと検討し、削れるものは削っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします

委員長 皆さんの意見の一致が見られないため、今日の段階では現状どおりとします。会派の中で議論していただき、やはりどうしても期限を早くしようという話になれば、また御意見を聞かせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、討論の通告期限（第一期限）及び議員提出の意見書（案）・決議（案）の報告期限について

は、令和6年9月定例会においては、現状どおりと
いうことで進めさせていただきたいと思います。

ここで、9月定例会における討論の通告期限につい
て、確認しておきたいと思います。

最終日、9月26日の討論・採決に向けた通告期限
については、9月24日（火曜日）の午後5時まで
を第一期限に、これと対になる立場での討論の通告
期限が9月25日（水曜日）の正午までとなります
ので御承知おきください。

次に、2つ目の一般質問及び議案質疑についてであ
ります。

お手元の資料1に記載のとおり、一般質問予定者及
び質問順番の各会派からの報告期限が、8月29日
（木曜日）の正午まで、次に、一般質問予定書の提
出期限については、8月30日（金曜日）の午後3
時までであります。

一般質問予定者及び質問順番の各会派からの報告期
限については、本年6月21日の本委員会にて、議
案説明会の翌日の午後5時までから正午までに変更
となっておりますので御注意願います。

なお、提出された質問項目の一覧につきましては、
でき次第、チームズにより配付させていただきます
ので、一般質問予定者が自身でその内容を確認し、
重複している場合には、会派間、議員間で調整をし
ていただきたいと思います。

その上で、今定例会初日、9月4日（水曜日）の正
午までに一般質問の正式な質問通告を提出していただ
きます。

発言通告書を提出する際には、通告時間に見合った
量の質問となるよう十分配慮していただきたいと思います。

また、その際にもし質問の補足として配付したい資
料があれば、併せて事務局へ御提出ください。

提出された資料があれば、9月5日（木曜日）の本
委員会にて資料の配付を認めるかについての協議を
行いたいと思います。

次に、一般質問の質問時間についてですが、参考ま
でに、6月定例会終了時の会派ごとの質問時間と残

時間の一覧表を配付しておきましたので御確認ください。

なお、一般質問の午前何人、午後何人という割り振りについては、９月５日（木曜日）に開催いたします本委員会において決定したいと思います。

また、市長から当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うこととなりますので御承知おき願います。

次に、３つ目の請願・陳情につきましては、開会日の正午までに受理したものを今定例会に提出することになっておりますので、今回は、９月４日（水曜日）の正午までとなります。

提出されました請願・陳情につきましては、９月５日（木曜日）の本委員会において、一括して報告いたします。

次に、４つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、一般質問最終日の前日の午後５時までとなっておりますので、今回は、９月１２日（木曜日）の午後５時までとなります。

次に、５つ目の追加議案についてであります。

人権擁護委員１１名の任期が、令和６年１２月３１日に満了いたします。

また、農業委員会委員１名が欠員となっております。この人事案件については、定例会の最終日に追加提案されることとなりますので、御承知おき願います。

次に、６つ目の決算認定議案の審査スケジュールについてであります。

このことについて、お手元に配付の資料２に基づき、事務局から説明させます。

議事調査課長 〔資料２により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

 〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
それでは、お諮りいたします。

今定例会に提出されます決算認定議案につきましては、今ほど説明のあったスケジュール（案）のとおり、予算決算委員会及び各分科会において、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。
次に、大きな協議事項の２番目、代表質問の在り方についてであります。
このことについては、前年度の３月６日に開催されました本委員会において、質問時間や当局側の答弁時間など、代表質問の在り方について検討してはどうかとの御提案がありました。
まず、事務局から説明させます。

議事調査課長 〔資料３により説明〕

委員長

それでは、本協議事項につきましては、継続して協議を行いたいと思いますので、各会派で御協議いただきますようお願いいたします。
以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。
これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和6年9月定例会
(令和6年8月2日)
議会運営委員会記録署名

委員長 高 田 真 里

署名委員 高 道 秋 彦

署名委員 東 篤